

平成29年大曲仙北広域市町村圏組合訓令第7号

大曲仙北広域市町村圏組合介護予防・日常生活支援総合事業
指定第1号事業者指導要綱

平成29年4月1日制定

(目的)

第1条 この要綱は、大曲仙北広域市町村圏組合管理者（以下「管理者」という。）が、介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針（平成27年厚生労働省告示第196号）第2の5及び介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業者の指導等ガイドラインの規定等に基づき、指定事業者に対して指導を実施することにより、事業の適正化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、大曲仙北広域市町村圏組合介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成29年大曲仙北広域市町村圏組合訓令第1号）の例による。

(指導方針)

第3条 指導は、指定事業者に対し、指定の基準に関する事項の周知徹底や適正な第1号事業支給費の請求事務に関する事項等について周知徹底させることを方針とする。

(指導形態等)

第4条 指導形態及び指導対象の選定は、次のとおりとする。

(1) 集団指導

全ての指定事業者を対象とし、一定の場所に集めて講習等の方法により行うものとする。

(2) 実地指導

秋田県知事又は管理者が、一体的に運営する訪問介護事業所及び通所介護事業所等への介護保険法（平成9年法律第123号）第23条及び第24条による指導を行う際、合同指導の形式で実施するものとする。ただし、必要に応じて合同指導の形式によらないこともできるものとする。

(3) 秋田県との連携

秋田県との連携を図り、必要な情報交換を行うことで適切な集団指導及び実地指導の実施に努めるものとする。

(指導方法等)

第5条 指導の方法等は、次のとおりとする。

(1) 集団指導

ア 集団指導の通知

指導対象となる指定事業者を決定したときは、あらかじめ集団指導の日時、場所、出席者、指導内容等を文書により当該指定事業者等に通知するものとする。

イ 集団指導の方法

集団指導は、第1号事業の取扱い、第1号事業費請求の内容、制度改正の内容及び過去の指導事例等について講習等の方式で行うものとする。

(2) 実地指導

ア 実地指導の通知

指導対象となるサービス事業者を決定したときは、あらかじめ実地指導の根拠規定及び目的、日時、対象施設（事業所）、出席者、指導担当者、準備すべき書類

等を実地指導実施通知書（様式1）により当該サービス事業者等に通知するものとする。

イ 実地指導の方法

実地指導は、指定事業者から事前又は当日に提出又は閲覧に供された書類等を審査するとともに、当該指定事業者の職員に対して事情聴取を行うことにより実施する。また、指定基準に違反する事実や第1号事業支給費の算定誤りが確認された場合あるいはその疑いがある場合等で必要なときは、指定事業者の管理者等の同意を得て、当該事実を確認する書類等の写しを徴することができるものとする。

ウ 実地指導の体制

2名以上で班を編成して行うものとする。

エ 実地指導結果の通知

実地指導の結果、改善を要すると認められた事項及び第1号事業支給費について過誤による調整を要すると認められた場合には、指導実施後、原則10日以内に実地指導結果通知書（様式2）によりその旨の通知を行うものとする。

オ 改善報告書の提出

当該指定事業者に対して、実地指導結果通知書（様式2）により指導の通知をした事項について、結果通知後、原則30日以内に改善状況報告書（様式3）により報告を求めるものとする。

（監査への変更）

第6条 実地指導中に次のいずれかに該当する状況を確認した場合は、実地指導を中止し、直ちに「大曲仙北広域市町村圏組合介護予防・日常生活支援総合事業指定第1号事業者監査要綱」（平成29年大曲仙北広域市町村圏組合訓令第8号）第4条に定めるところにより、監査を行うことができるものとする。

（1）著しい運営基準違反が確認され、利用者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼす恐れがあると判断した場合。

（2）第1号事業支給費の請求に誤りが確認され、その内容が著しく不正なものと認められる場合。

（情報提供）

第7条 組合は、指導結果の通知及び改善報告書の内容について必要があると認めるときは、秋田県及び関係する保険者に情報の提供を行うものとする。

（委任）

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

（施行期日）

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。